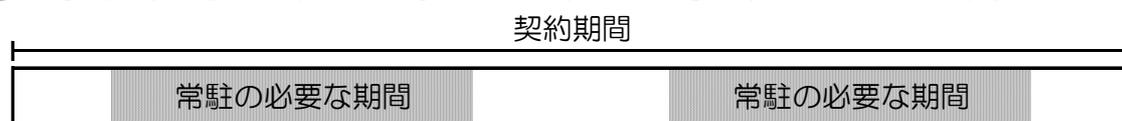


現場代理人常駐義務緩和について(概要)

令和5年4月
酒田市総務部契約検査課

1. 常駐義務の緩和を認める期間

- ① 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ②-1 自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ②-2 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間



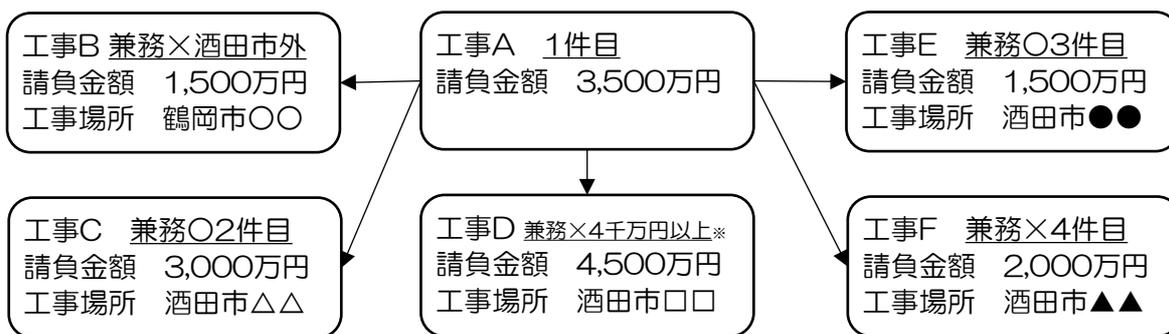
①現場施工に着手するまでの期間

②工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみで現場が稼働していない期間

③工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

2. 別件工事との兼務可能な要件・

- (1) すべての工事が請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満
酒田市内、かつ、原則3件までが兼務可能



※建築一式工事は8,000万円まで兼務可能

- (2) 請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事を含む
密接な関係のある10km程度以内の2つの工事が兼務可能

工作物に一体性又は連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

相互の間隔が10km程度

密接な関係のある工事

- (例) ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの